

資 料

〔地方消費税の充実〕

平成23年12月16日
総 務 省

地方消費税の充実

1. 成案で決定された方針

- 「地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実する」
- 「現行分の消費税収（国・地方）についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分（地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分）と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収（国・地方）については（1）の分野（※）に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現する」

※ 「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」、平成 21 年度税制改正法附則 104 条）

- 「消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く）については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。」

2. 改革の方向性

- 地方単独事業を含む社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理した上で、引上げ分の消費税収（５％）について、地方単独事業を含めた社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現する。
- 引上げ分の地方消費税収については、その使途を明確化（社会保障財源化）することとされていることを踏まえ、使途の明確化の方法、都道府県と市町村の配分、市町村交付金の交付基準等について、地方団体の意見も聴きつつ、検討する。
- 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割拡大のため、当面は、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組みを進め、その上で、地方自治体の体制整備の状況等を見極めながら、消費税を含む税制の抜本改革を実施する時期を目途に、地方自治体に対する申告書提出の制度化等について、実務上の論点を十分整理して、改めて判断する。